

## 3月24日（火）会議資料【修正箇所・項目（青字）】

### 韮崎市における適正規模・適正配置の基本的な考え方（案）

#### はじめに

---

学校教育においては、児童・生徒が集団の中で、発達段階に応じて、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えられます。

一方、韮崎市における現在の児童・生徒数は、急激な少子化や転出者の超過による社会減の影響により20年前の半数以上まで減少しています。それに伴い、小・中学校の小規模化が進んでおり、人口推計によると今後も減少を続ける見込みとなっています。

学校は地域住民にとってコミュニティの拠点であり、災害時における避難所でもあるので、そういった点で学校施設の維持は重要です。しかし、それによって、子どもたちが受ける教育の形態や出会う友達の数、通学の安全性などに学校差が生じることは避けなければなりません。

そのため、令和7年6月に学識経験者や学校運営協議会、保護者、校長会、地域住民、子育て団体、スポーツ団体の立場が異なる14名の委員による「韮崎市小、中学校適正規模・適正配置検討委員会」が設置されました。

1年目の委員会では、子どもたちのより良い教育環境の整備と充実した学校教育の実現が図られるよう、韮崎市の小中学校の現状を把握し、課題を認識することから始めました。適正規模の検討にあたっては、国や県の考える学校規模を満たす学校と下回る学校のメリットやデメリット、児童・生徒・保護者アンケート結果について共有しました。更に、適正規模を実現するための適正配置の検討にあたっては、通学条件を含めた統合などの方法や現状のまま存続させて充実させる方策などについて議論を重ねてきました。

このほど、1年目の検討を終え、韮崎市における「学校の適正規模（1校あたりの学級数）の基準」と「適正配置の方向性」等の基本的な考え方について、中間報告としてとりまとめました。

今後、この中間報告を基に、韮崎市の子どもたちにとって望ましい適正規模・適正配置について、具体的な統合先や通学手法、必要な施策等についての審議を継続して進め、韮崎市教育委員会へ答申するものです。

#### <スケジュール>

- ・令和7年度（1年目）【中間報告】

学校の適正規模（1校あたりの学級数）の基準や適正配置の方向性等の「基本的な考え方」

- ・令和8年度（予定）【答申】

統合先や通学手法、必要な施策等についての具体的な検討による答申のとりまとめ

## 1. 学校の適正規模（1校あたりの学級数）

適正規模（1校あたりの学級数）の検討にあたっては、子どもたちにとって、受ける教育の形態や出会う友達の数などに、なるべく学校間の差がなく、望ましい教育環境や質の高い教育の提供を図る必要があります。それ故、子どもたちの想いや教育条件の観点を中心に据えて議論を重ねてきました。

委員会として、児童・生徒が集団生活の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切だと考えました。そのため、小学校では、1学年2学級以上、中学校では1学年3学級以上が望ましいと考えました。なお、基準の適用にあたっては、一律に基準を当てはめるのではなく、児童・生徒や保護者、地域住民と話し合いのうえ、地域の実情を考慮して進めることとします。

区分	基準	理由
小学校	各学年2学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な意見や考えに触れ、切磋琢磨することや、人間関係の固定化を防ぐとともに、交友関係をより広げることができるため、全学年でクラス替えが可能な規模とする。</li> <li>教育の質を向上させ、より充実した学びの場を提供するため、経験年数や専門性、男女比のバランスのとれた教員配置を確保することで、指導方法等についての相談や研究ができる規模とする。</li> </ul>
中学校	各学年3学級以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校以上に多くの人との集団の中で、社会性の習得や部活動を含む多様な活動の選択肢が必要となることから、小学校の基準を上回る規模とする。</li> <li>教育の質を向上させ、より充実した学びの場を提供するため、経験年数や専門性、男女比のバランスのとれた教員配置を確保するとともに、全ての授業で教科担任による学習指導ができる規模とする。</li> </ul>
参考	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の定める標準は、小中学校ともに12学級以上、18学級以下</li> </ul>	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>実現が困難な場合においても、複式学級が解消できる規模</li> <li>特別支援学級を含まない学級数</li> </ul>	

## 2. 学校の適正配置の方向性

適正規模を実現するための適正配置の検討にあたっては、先ず、以下の適正配置の定義について確認しました。

### <適正配置の定義>

「児童・生徒数を踏まえ、学校規模（1校あたりの学級数）が適切になるように、通学距離や時間を考慮して、適切な学校数や配置場所について、通学区域を含めて決定すること。また、適正配置を進める際には、統合や移転等による方法で行われることから、学校が持つ地域のコミュニティの核としての役割を考慮して、地域住民の理解が重要となること。」

次に、上記の定義を踏まえ、基準となる学校規模（1校あたりの学級数）や通学条件（通学距離：小学校4km以内、中学校6km以内、通学時間1時間以内）をもとに、各学校の現状や今後の児童生徒数の推移を比較検討しました。その結果、特に適正規模（1校あたりの学級数）の基準を大きく下回る穂坂小学校と葦崎北西小学校を中心に据えて議論を重ねてきました。

委員会として、適正規模（1校あたりの学級数）の基準を大きく下回る穂坂小学校と葦崎北西小学校の2校の適正配置を検討することにより、「適切な学校数や配置場所、通学区域」が決まってくると考えました。また、市内の他の学校が今後も適正規模（1校あたりの学級数）の基準や通学条件（通学距離や通学時間）を概ね満たすことも確認しました。したがって、中間報告においては、基準を大きく下回る2校について、児童や保護者アンケートの結果も踏まえ適正配置に対する方向性を示すこととしました。

今後にあたっては、国が考える通学条件だけではなく、児童・生徒の発達段階や道路の状況、地形のほか、地域コミュニティと学校の関係、また、児童・生徒・保護者に過度な負担をもたらさないように配慮するうえで、継続審議することが望ましいと考えます。

なお、方向性に示す統合にあたっては、魅力ある学校づくりとして、児童・生徒の安全・安心の確保や児童・生徒数の推移、施設の規模、老朽化等も踏まえ十分に検討することとします。

### （1）穂坂小学校〔統合〕

令和7年度は、4年生と5年生が複式学級となっており、今後の児童数の推移を見ても解消が見込めないことから、通学距離や時間を考慮して、葦崎小学校又は葦崎北東小学校と早期に統合の準備を開始することが望ましいと考えます。

なお、通学用のバスの手配など、児童が学校生活に支障がないように配慮する必要があると考えます。

## (2) 韮崎北西小学校〔統合を前提に存続〕

各学年1学級の単式学級となっており、今後の児童数の推移を見ても解消が見込めないことから、統合を検討する必要がありますが、各学級が概ね10人以上の児童が在籍する予定であり、現在の他校との交流の機会など、様々な環境の中で「生きる力」が育成されている状況を見ると、さらなる交流の機会（姉妹校関係やICT活用による交流学习、合同授業など）を多く持つことで、一定の望ましい教育環境が確保できると考えられます。したがって、当面の間は存続しながら、通学区域を含めて、柔軟に統合の議論ができるように、随時見直しが行える体制を整備することが望ましいと考えます。

## (3) 上記以外の学校

韮崎小学校については、令和7年度から1年生が単学級になります。今後の児童数の推移を見ますと、令和13年度に4学年が単学級となり基準(小学校12学級)を下回る見込みです。しかし、韮崎北西小学校同様に、近隣の小学校とさらなる交流の機会（姉妹校関係やICT活用による交流学习、合同授業など）を多く持つことで、一定の望ましい教育環境が確保できると考えられます。そのため、韮崎北東小学校や甘利小学校を含め、今後の児童数の推移を見守りながら、必要に応じて随時見直しを行うことが望ましいと考えます。

中学校については、令和8年度に韮崎西中学校の1年生が2学級となり、全校で8学級となることから基準(中学校9学級)を下回る見込みです。しかし、複数学級であることと教科担任制により、一定の望ましい教育環境が確保できると考えられます。また、今後の生徒数の推移を見ると、2校間の比率は大きく変わらないことから、今後の生徒数の推移を見守りながら、基準を踏まえ、通学区域を含め検討することが望ましいと考えます。

### 3. 学校の適正規模・適正配置に関する留意点

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、次の事項に特に留意して進めることが望ましいと考えます。

#### (1) 基準を下回っている学校への対応

少人数を生かした指導の充実や特色あるカリキュラムの編成、ICTの活用など多様な教育方法を取り入れることで、小規模のメリットを最大限に生かした教育を充実させること。

また、多様な考えに触れる機会の確保、切磋琢磨による児童・生徒の意欲を高める環境づくりに努め、小規模であることのデメリットの解消策や緩和策を講じること。

#### (2) 地域との連携

学校は児童・生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場・スポーツの場等、様々な機能を併せ持っており、学校の適正規模・適正配置を具体化していく際には、行政が一方的に進めるのではなく、地域住民の十分な理解と協力を得る必要があります。このため、学校適正規模・適正配置を進めるにあたっては、児童・生徒の教育環境の改善の観点を中心に据えつつ、地域住民と十分に意見交換し、地域ニーズとの整合性を図りつつ連携して進めること。

#### (3) 防災拠点としての学校

災害時における地域の防災拠点また避難施設である学校施設は、本来の設置目的に加え、地域住民にとって重要な役割を果たすべき施設となっています。このため、地域防災力の維持に努めるものとし、防災担当部署等と十分な協議を行うこと。

#### (4) その他

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、市長部局との緊密な連携を図るとともに、今後の児童・生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の変更などを考慮しつつ、必要に応じて随時見直しを行うこと。

### 4. 今後の進め方

各学校、各地域の実情を踏まえ、保護者や地域住民など関係者の意見を十分に聴取し協議を行うなど、児童・生徒のよりよい教育環境の実現のため、十分に検討すること。